

共聴施設向け地上デジタルコースに関する特約（草加局、越谷・春日部局、埼玉県央局、川越局、熊谷・深谷局）

第1条 特約の適用

株式会社ジェイコム埼玉・東日本（以下「当社」という。）は、JCNテレビ加入契約約款（草加局、越谷・春日部局、埼玉県央局、川越局、熊谷・深谷局）（以下「約款」という。）第10条（当社が提供するサービス）に定める放送サービスの一つとして、約款に付するこの特約により、共聴施設向け地上デジタルコース（以下「本サービス」という。）を提供します。

2 当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

3 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第2条 加入契約の単位

加入契約は、加入世帯ごとに行います。

第3条 本サービスの内容

本サービスは、放送法第2条に規定する放送事業者のテレビジョン放送およびデータ放送のうち、当社が定めた放送の同時再送信サービス、ならびに当社による自主放送サービスを受信するための設備の提供を行います。

第4条 本サービスの提供条件

本サービスの提供は、次の場合に限りサービスを提供いたします。

- （1） 加入契約の申込を行う時点で一部又は全部が受信障害地域内に属する共同受信施設（有線電気通信法による設置届又は放送法による業務開始届の届出を行っている施設、かつ当社と共同受信施設の設置者又は管理者との間で本サービスの提供に関する合意がなされている場合に限る。）において、地上系によるテレビジョン放送（放送法（昭和25年法律第132号）第二条第二号の五に規定するテレビジョン放送）の受信を受けている加入申込者又は当社が同施設の設置地域内で特に認める場合
- （2） 加入契約の申込を行う時点で一部又は全部が当社と共同受信施設の設置者又は管理者との間で、当社の設備によって地上系によるテレビジョン放送の同時再送信サービスの契約が締結している施設、かつ当社と共同受信施設の設置者又は管理者との間で本サービスの提供に関する合意がなされている施設で地上系によるテレビジョン放送（放送法（昭和25年法律第132号）第二条第二号の五に規定するテレビジョン放送）の受信を受けている加入申込者の場合又は当社が特に認める場合
- （3） テレビジョン放送（放送法（昭和25年法律第132号）第二条第二号の五に規定するテレビジョン放送）のうち地上デジタル放送が視聴できないことが認められる場合で、かつ当社が特に認める場合

2 前項の規定により当社が特に認める場合を除いて、共同住宅、集合住宅等に入居されている場合は、本サービスにご加入いただけません。

3 本サービスの利用に当たっては、約款およびこの特約を承諾し、当社の指定する方法により所要事項を当社に通知するものとします。所要事項の通知は正確に事実を通知するものとし、理由の如何にかかわらず虚偽の通知をしてはならないものとします。

第5条 申込の承諾

当社は、本契約の申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次に該当する場合には、申込を承諾しないことができるものとします。

- （1） 当社のサービスの提供が施設設置面での技術的な理由等により困難な場合
- （2） 加入申込者が自己に課せられた債務の履行を怠ったことがあるなどこの特約上要請される債務の履行を怠る恐れがあると認められる場合
- （3） 加入申込者が当社に通知した所要事項に虚偽、不備（名義、捺印、識別のための番号および符号情報等の相違・記入漏れ等をいいます。）がある場合
- （4） 加入申込者が当社の放送する番組の著作権その他を侵害する恐れがあると認められる場合
- （5） 加入申込者が未成年者、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られない場合
- （6） 料金等のお支払い方法について、当社が定める方法に従っていただけない場合
- （7） 加入申込者が約款およびこの特約に違反する恐れがあると認められる場合
- （8） その他、当社の業務に著しい支障がある場合
- （9） 約款、この特約および別に定める規定等に、特段の定めがある場合

3 当社は、本人性および年齢の確認のため身分証の提示を求める場合があります。

4 加入申込者は、工事を要する申込又は請求をし、その承諾を受けたときは、工事費および修繕負担金の支払いを要します。

第6条 最低利用期間

本サービスには、6ヶ月の最低利用期間があります。

2 契約者は、サービスの課金を開始した日の属する月を1と起算して6ヶ月の加入契約期間内に解約もしくは加入契約の解除があった場合には、当社が定める期日までに、第11条（料金表）の定めにより解除料を支払っていただきます。

3 当社は、次に該当する場合には、前項の適用はしません。

（1） 当社又は約款別記1に定める特定事業者の放送サービス提供区域内へ転居する場合で、引き続き転居先で当社又は別に定める特定事業者の放送サービスの加入申込を行う場合

（2） 第8条（停止および解除）第3項の規定により、当社が加入契約を解除する場合

4 契約者が、約款第7条（最低利用期間）第3項第1号別記1に定める特定事業者の放送サービスの契約者だった場合で、当該事業者との契約期間があったことの申し出があり、かつ当社が確認できた場合には、契約期間を合算し、前項に準じて取り扱います。

5 契約者が、解約もしくは加入契約の解除の後に、再度の加入申込を行った場合は、新たに本条を適用するものとします。

第7条 解約

契約者は加入契約を解除しようとする場合、解約を希望する日の10日以上前に文書により当社にその旨を申し出るものとします。

2 契約者は解約の場合、第11条（料金表）に定める利用料を含む全ての料金（解約月の月額利用料も含む）を当該解約の日の属する月までに精算するものとします。

3 解約の場合、当社はサービスの提供を停止し、機器等を撤去し、契約者は撤去費用実費を負担します。ただし、撤去に伴い契約者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復を要する場合には、契約者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。

4 契約者は、加入契約を解約した場合、加入契約の解約に伴う別に定める工事費をお支払いいただきます。

第8条 停止および解除

当社は、契約者において利用料又は各種料金の支払いを遅延した場合、支払いを怠る恐れがある場合、又は約款およびこの特約に違反する行為があったと認められる場合およびその恐れがある場合は、契約者に催告した上でサービスの提供を停止あるいは加入契約を解除することができるものとします。なお、解除の場合は第7条（解約）の規定に準じて取り扱います。

2 前項の場合において、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、催告をしないで、サービスの提供を停止すること、また、催告をしないで直ちに停止し、その加入契約を解除することがあります。

3 当社は、当社又は契約者の責めに帰すべからざる事由により、サービス提供にかかる当社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でサービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合には、当社は、そのことを事前に契約者に通知するものとします。

第9条 デジタル放送サービスへの変更

契約者は、当社が提供する、デジタル放送サービスへの変更を申し込むことができます。

2 デジタル放送サービスへの変更を行う場合には、約款第5条（加入契約の成立）の規定に準じて取り扱います。

3 変更の申込を当社が承諾し、工事を行った場合、契約者は、別に定める工事費を支払っていただきます。

4 当社は、契約者の支払遅延等契約者に事情がある場合には、変更を承諾しない場合があります。

5 デジタル放送サービスへの変更を行った場合には、変更後のサービス料金に従っていただきます。ただし、月の途中での変更の場合には、変更日の属する月の料金は高い方の料金額とします。

第10条 一時停止および再開

当社は、本サービスについて、約款第12条（一時停止および再開）に規定する一時停止又は再開を適用しません。

第11条 料金表

当社は、当社が提供する本サービスの料金は、料金表に定めるところによります。

2 契約者は、サービスの提供を受け始めた日の翌日から料金表に定める施設利用料を毎月支払うものとし

ます。

3 当社有料事業設備に接続され受信障害の補償を受けている加入申込者の課金開始日は以下のとおり取り扱うものとします。

- (1) 受信障害補償期間中(平成23年7月まで)に契約を締結した場合の課金開始日は補償終了日(平成23年8月)より料金表に定める施設利用料を毎月支払うものとします。
- (2) 共同受信施設の設置者又は管理者と当社が締結した契約内容に基づき、当社が定めた月より施設利用料を毎月支払うものとします。

第12条 一時金

契約者は、当社が別に定める料金表に従い、工事費、修繕負担金、遅延手数料手続きに関する料金を当社に支払うものとします。

2 加入契約解約後の再加入契約の場合でも、前項の規定に準じて取り扱います。

第13条 その他の事項

この特約に記載のない事項は、特段の記載がない限り約款の定めに準じます。

料金表

当社は、共聴施設向け地上デジタルコースに関する料金を下表の通り定めます。

本サービスは、当社が認める場合を除き、平成26年5月31日をもって、新規、変更、追加の申込み受付を終了するものとします。

名称	共聴施設向け地上デジタルコース
分類	デジタル方式による放送受信設備の提供サービス
料金	
1. 利用料(月額)	
施設利用料1	800円(税込880円)
施設利用料2(KDDI株式会社がケーブルプラス電話サービス契約約款に定め提供するケーブルプラス電話を同時に加入する場合の利用料、なお、J:COM PHONE プラス契約を含む)	250円(税込275円)※注1
第6条(最低利用期間)に規定する解除料	最低利用期間の残余の期間に対応する施設利用料に相当する額とします。
2. 工事費	
2.1 新規・追加工事費	
本サービスの利用開始に関する工事	10,000円(税込11,000円)／本 ※注2
付加機能の利用開始に関する工事	別に算定する実費相当額 ※注3
2.2 契約解除、解約に伴う工事費	
引込線撤去工事費	6,000円(税込6,600円)／本
3. 修繕負担金	
加入時の一時金	20,000円(税込22,000円)
4. 手続きに関する料金等	
契約事務手数料	3,000円(税込3,300円)
サービス変更手数料	別に算定する実費相当額 ※注3
その他の手続きに関する手	別に算定する実費相当額 ※注3

数料	
延滞手数料	600円（税込660円）
支払い証明書発行手数料及びコンビニエンスストア払込票発行手数料	190円（税込209円）

注1. 第4条（本サービスの提供条件）第1項（2）に係る契約者で、埼玉県 さいたま市岩槻区、さいたま市緑区、さいたま市南区、川口市、加須市、春日部市、鴻巣市、草加市、越谷市、鳩ヶ谷市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、吉川市、所沢市の一部地域、川越市の一部地域、白岡町、杉戸町、宮代町、川島町、三芳町、鳩山町、松伏町、東京都足立区の一部地域の戸建の居住者に限ります。

注2. 当社有料事業設備のタップオフから保安器までの引込線工事が必要な場合に適用します。また本工事費には、宅内工事が含まれます。

注3. 実費は、工事費並びに使用する機器の代金も含め、当社が別途見積もりいたします。

附則

本特約は、平成22年1月26日より適用いたします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成22年6月26日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、従前どおりとします。

3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、従前どおりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成23年7月29日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、従前どおりとします。

3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、従前どおりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成24年5月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成25年8月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、従前どおりとします。

3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、従前どおりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成２６年４月１日から実施します。

（経過措置）

２ 本特約料金表に定める基本番組利用料等及び附則に記した基本番組利用料等の支払いに要する消費税相当額（附則に記した消費税相当額は、改正日における税率で表記するものとします）については、平成２６年３月３１日までは税率５％を加算した額とし、平成２６年４月１日からは税率８％を加算した額にて計算するものとします。なお、実際のご請求金額と、本特約料金表及び附則に規定する税込の料金額と合計の料金額が異なる場合があります。

３ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、なお従前のとおりとします。

４ この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成２６年５月１９日から実施します。

（経過措置）

２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、なお従前のとおりとします。

３ この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成２６年７月１日から実施します。

（経過措置）

２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、なお従前のとおりとします。

３ この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成２６年９月４日から実施します。

（経過措置）

２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、なお従前のとおりとします。

３ この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成３１年４月１日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、２０１９年１０月１日から実施します。

（経過措置）

この改正実施の際に、消費税を伴う場合の税込額（地方消費税を含む）は、本約款に定めるとおりとします。
この改正実施前にかかる料金については、なお従前のとおりとします。